に強くなる

前入居者の死亡事故の告知範囲は?

みらい総合法律事務所 弁護士 小 堀 優

回答

今回のご相談

当社で居住用建物の賃貸仲介の依頼を受けた のですが、前入居者が半年ほど前にその建物内 の階段で転んで頭を打ち、亡くなっていたことが 分かりました。また、事故直後に発見されたことか ら、特別な作業を要するようなダメージは特にあ りませんでした。

このような不慮の事故による死亡の場合、入居

希望者への告知は必要でしょうか?

知が必要です。

ガイドライン 【解説】

とから、そのような物件の取引を して、取引現場の判断が難しいこ

る人の死の告知に関する 宅地建物取引業者によ

近年まで、過去に人の死が生じ

①他殺、自殺等の心理的瑕疵に関 せんでした。 査や告知に係る判断基準がありま た物件の取引において、適切な調 そのため、

ただし、発見の遅れなどにより、い 合は、原則として告知は不要です。 ム等が行われた場合においては、告 わゆる特殊清掃や大規模リフォ 不慮の事故による死亡事案の場

2 イン」といいます。)を策定しました。 「人の死」を告げなくてもよ

去に人の死が生じた場合に、当該不動

て強い不安を有していることから、単身 ②心理的瑕疵に関する明確な判断基 等の問題点も指摘されていました。 高齢者の入居が困難になっている が、所有する物件での自然死等につい 準がないことで、賃貸物件のオ きる取引の阻害要因となってい 敬遠し、不動産の円滑な流通・安心で る ナー

建物取引業者による人の死の告知に関 疵に関する検討会」において検討を進 月より「不動産取引における心理的瑕 するガイドライン」(以下「本ガイドラ を踏まえ、令和3年10月8日、「宅地 め、その後実施したパブリックコメント そこで、国土交通省は、令和2年2

場合とは

い

本ガイドラインは、不動産において過

宅建事業者が宅建業法上負うべき義務 産の取引に際して宅建事業者がとるべ 引実務に照らし、一般的に妥当と考えら の解釈について、現時点での裁判例や取 き対応についてとりまとめたものです れるものを整理しています。 宅建事業者が本ガイドラインで示

ドラインが参考にされることとなり 行政庁における監督に当たって、本ガ・ 応を巡ってトラブルとなった場合には、 はなりません。しかし、宅建事業者の対 とだけをもって直ちに宅建業法違反と た対応を行わなかったとしても、そのこ

て、次のように定めています 業者が告げなくてもよい場合」につ 自然死/日常生活の中での不慮の死

なお、本ガイドラインでは、「宅建事

(転倒事故、誤嚥など) まず、自然死または日常生活の中で

原則として告知は不要とされていま の不慮の死が発生した場合については、

うな死が生ずることは当然に予想され 不慮の事故による死については、そのよ 中の誤嚥など、日常生活の中で生じた 転落、入浴中の溺死や転倒事故、食事 占めています。また、自宅の階段からの うち、老衰による死亡や病死が9割を 統計においても、自宅における死因

則として、これを告げなくてもよいとさ 貸いずれの場合も、自然死と同様に、原 低いと考えられることから、売買/賃 の判断に重要な影響を及ぼす可能性は るものです。従ってこれらが買主・借主

に人が死亡し、長期間にわたって人知 慮の死が発生した場合であっても、過去 ただし、自然死や日常生活の中で不

れず放置されたこと等に伴い、いわゆる

ます この限りではなく、告知が必要になり 行われた場合は発覚)から概ね3年間 会に与えた影響等が特に大きい事案は ています。ただし、事件性、周知性、社 が経過した後は告げなくてよいとされ

③賃貸借取引および売買取引の対象 行われた場合 または①の死が発生して特殊清掃等が 外の死(他殺/自死)が発生した場合、 い集合住宅の共用部分において、①以 買主が日常生活において通常使用しな 不動産の隣接住戸または借主もしくは

Шиш

0

貸借取引・売買取引のいずれの場合も、 原則として、これを告げなくてもよいと この場合は、裁判例等も踏まえ、賃 周 知性、

るため、例外的な対応が必要です。 を及ぼす可能性があるものと考えられ を締結するか否かの判断に重要な影響 特殊清掃や大規模リフォー た場合においては、買主・借主が契約 ム等が行

る集合住宅の共用部分において①以外 常生活において通常使用する必要があ ②賃貸借取引の対象不動産、または日 われた場合 の不慮の死)において特殊清掃等が行 たは①の死(自然死や日常生活の中で の死(他殺/自死)が発生した場合、ま

この場合、事案発生(特殊清掃等 が

等まで告げる必要はありません。 族構成や具体的な死の態様、発見状況 ります。そのため、氏名、年齢、住所、家 害することのないようにする必要があ 平穏に十分配慮し、これらを不当に侵 た方やその遺族等の名誉および生活の

を認識し に関する事案の存在を重要視すること 主の意向を事前に十分把握し、 防止の観点から、取引に当たり買主・借 また、宅建事業者は、トラブルの未然 特に慎重に対応 人の死

はこの限りではありません。 社会に与えた影響等が特に大きい事案

なケースです。 一方、告げる必要があるのは次のよう

場合は、買主・借主に対してこれを告げ る必要があるとされています 断に重要な影響を及ぼすと考えられる 宅建事業者は、取引の相手方等の判

るとされています。 は買主・借主に対して告げる必要があ 及ぼすと考えられるため、宅建事業者 引の相手方等の判断に重要な影響を ると認識した場合等は、当該事案は取 いて把握しておくべき特段の事情があ 事案の有無について問われた場合や、社 間や死因にかかわらず、買主・借主から 会的影響の大きさから買主・借主にお なお、人の死の発覚から経過した期

要となります

そして、告知する場合には、亡くなっ

することが望ましいといえます。

3 まとめ

リフォ の判断に重要な影響を及ぼす可能性が は、買主・借主が契約を締結するか否か が同じでもいわゆる特殊清掃や大規模 知の必要はありません。もっとも、原因 本ガイドラインによれば、原則として告 の事故による死亡事案です。そのため、 あるものと考えられるため、告知が必 本件は、「階段での転倒」という不慮 ム等が行われた場合において

応じてご参照いただければ幸いです。 ドラインが参考になりますので、必要に 件の取引に関与する場合には、本ガ 皆さまが、過去に人の死が生じた物

参考資料

●宅建業者による人の死の告知に関する ガイドライン

国土交通省のホームページで全文を公開し ています。

https://www.mlit.go.jp/report/press/ content/001426603.pdf

14 _ at home TIME 2023 / 2 at home TIME 2023 / 2 - 13